

フランスにおける不法移民対策と社会統合

高山 直也

【目次】

- I 押し付けられた移民から選択された移民へ
- II 家族的移民の制限
 - (1) 10年常住の条件の廃止
 - (2) 家族呼び寄せ
 - (3) フランス国籍者との結婚
- III フランスに役立つ移民の受け入れ
 - (1) 滞在証〈能力・才能〉の新設
 - (2) 就労移民
 - (3) 学生・研修生
- IV 社会的統合の推進
 - (1) 受入・統合契約の義務化
 - (2) 居住者証
 - (3) フランス国籍の取得
- V 国外退去の実効性をあげる
 - (1) 国外退去義務の新設
 - (2) 国外退去除外規定の見直し
 - (3) 2006年6月13日の内相通達

おわりに

フランスでは2005年10月27日に、警察官の職務質問を受けた移民少年が変電所に逃げ込んで、2人が感電死するという事件がおこった。その事件がきっかけとなってフランス全土に広がった移民暴動は、フランスの移民社会の若者たちがフランス社会に統合できないで苦しんでいる様子を浮き彫りにした。

2006年3月に公布された「機会の平等のための2006年3月31日の法律第2006-396号」^(注1)（以下「機会の平等法」という。）が、移民の若年世代に対して職業訓練等の機会を与え、社会統合を進めるための処方箋であったとすれば、2006年7月に公布された「移民及び統合に関する2006

年7月24日の法律第2006-911号」^(注3)（以下「2006年移民法」という。）は、この事件をフランスの移民政策が破綻したことの証と見て、このような事件がおきないようにするためには、不法移民対策を一層強化する必要があるという考え方に立っている。

I 押し付けられた移民から選択された移民へ

移民のフランス社会への統合を成功に導くためには、不法移民対策を強化することが必要だという考え方は、2003年に制定された「移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する2003年11月26日の法律第2003-1119号」^(注4)（以下「2003年移民法」という。）にすでに述べている。2003年移民法もサルコジ内相が手がけたものであり、2006年移民法は同相の考え方を反映して、そういう2003年移民法の考え方を引き継いでいる。

2006年3月29日に国民議会に提出された政府法案は趣旨説明において、この法案の目的を①移民の規制、②手続きの悪用対策、③選択された移民の推進、④成功した統合の推進にあるとしている。^(注5)

サルコジ内相はこれまでの移民政策が「破綻」した原因は移民を無制限に受け入れてきたことにあるといっている。^(注6)

それを象徴するのが、これまで不法滞在者であってもフランスに「10年常住」していることを証明できれば「当然に」滞在証を交付してきたことであり、家族的移民の権利を重視してきたことだというのである。

これらの移民はフランスが望んで来てもらったわけではない。いわば「押し付けられた移民（immigration subie）」である。こういう移民

が増えることはフランスの経済や威光にとってプラスにはならない。それどころかこれらの移民の二世たちは外国人である親たちの世代よりも自分たちはフランス人ではないという意識を強くもっているというのである^(注7)。

同内相によれば、昨年11月の暴動はフランス社会に統合できない移民の若者たちによって引き起こされたものだというわけである。

したがってこういう事件がおこらないようにするためには、これまでのように「押し付けられた移民」ではなく「選択された移民 (immigration choisie)」をフランスの「必要と能力」に応じて計画的に受け入れる政策に方針を転換する必要があるというのである。そのことが正規に滞在している移民をフランス社会に統合させることを成功に導く鍵だというのがサルコジ内相の考え方である。

II 家族的移民の制限

元老院の報告書^(注8)によると、フランスに毎年入国してくる1年以上の長期滞在者のうちで常にもっとも多いのは家族的移民 (migrations familiales) である。2004年に入国した長期滞在者14万100人のうち、この名目で入国した移民は10万2650人 (全体の75%) で、これに対して就労移民 (migration de travail) は7050人 (5%) にすぎない^(注9)。

2006年移民法は、家族的移民の割合を減らすために、家族呼び寄せやフランス国籍者との結婚による滞在証や居住者証の交付条件を厳しく制限するだけでなく、フランス滞在が長いというだけで不法滞在者を正規化するこれまでのやり方を改めた。

(1) 10年常住の条件の廃止

フランスは第二次大戦後は戦争で失われた労働力を補うために、積極的に移民労働者を受け入れてきた。しかし第一次石油ショックでフラ

ンス経済が落ち込んだ1974年に、ジスカール・デスタン大統領は移民の受入を中止する宣言をした。

それまでの移民労働者は一時的労働の従事者がほとんどであったが、フランス政府が移民の受入中止を宣言すると、政府が帰国を促したにもかかわらず、彼らの大部分は本国には帰らないでフランスに定着する道をえらんだ。そして彼らは本国から家族を呼び寄せるようになるのである。不法滞在者^(注10)というのは、観光ビザで入国して、滞在証明書の交付を受けないでそのままフランスに残留しているケースがほとんどである^(注11)。

不法滞在者の「例外的正規化」はミッテランが大統領にえらばれた1981年に一度大がかりにおこなわれている^(注12) (13万5000人)。

1984年移民法

1984年の移民法^(注13) (以下「1984年移民法」という。) は、それまで滞在証明書が一時滞在証 (有効期限1年以内) と普通居住者証 (有効期限3年)、優遇居住者証 (有効期限10年) の3種類に分かれていたのを、一時滞在証 (有効期限1年以内) (以下「滞在証」という。) と居住者証 (有効期限10年) の2種類に統一した。労働許可証も3種類に分かれていたが、新しい居住者証は労働許可証と一体化し、この証明書があればフランス国内でどういう仕事に就くこともできるようにした。

そして外国人の入国・滞在についての基本法である「フランスにおける外国人の入国及び滞在の条件に関する1945年11月2日のオルドナンス第45-2658号」^(注14) (以下「1945年オルドナンス」という。) において、フランスに「3年以上継続して正規に居住」している外国人に「交付することができる」居住者証 (第14条) とは別に、第15条で居住者証を「当然に (en plein droit)」交付する外国人について次のように規定したの

である（第1条^(注16)）。

1° フランス国籍者の配偶者

2° フランス国籍者の外国人の子、ただし21歳未満又は両親の扶養を受けていることが条件、並びにこのような夫婦の扶養を受けている双方の尊属親

3° フランスに居住しているフランス人の子の父又は母である外国人で、親権を喪失していない者

4° 永続的労働不能（incapacité permanente^(注17)）率が20%以上の労災年金受給者

5° 居住者証を所有する外国人の配偶者又は18歳未満の子で、家族合流の名目でフランス滞在を許可された者

6° 難民の身分を獲得した外国人

7° 3年フランスに在住していることを証明できる無国籍者

それらのカテゴリーの中に8°「10歳以前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人」や9°「15年以上前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人」も入っていたのである。そして不法滞在者であっても「フランスに長く居住しているということは、彼らが国民生活に統合されている」証拠だ^(注18)という考え方に立って、行政の裁量による例外措置としてではなく、居住者証を「当然に」交付することにしたわけである。

その後9°のカテゴリーは、内閣が保守党に替わってできた1986年の移民法（以下「1986年移民法」^(注19)という。）で一旦廃止されたが、社会党内閣のもと1989年の移民法（以下「1989年移民法」^(注20)という。）で再び「15年以上前から若しくは10歳以前からフランスに常居所をもっていることを何らかの方法で証明できる、又は10年以上前から正規の状態にある外国人」として復活した（第6条）。

1993年移民法

しかし内閣が再び保守党に替わると、1993年の移民法（以下「1993年移民法」^(注21)という。）で「15年以上前から若しくは10歳以前からフランスに常居所をもっている」の部分を廃止し（第8条^(注22)）、ほかのカテゴリーについても「正規入国」「正規滞在」などの条件をつけるなどして居住者証の交付条件を厳しくしたのである。

「10歳以前から」を廃止したのは、観光ビザで入国したあとに居住者証の交付申請をするような「無法な家族呼び寄せ（regroupement familial sauvage）」は認めるわけにはいかないという理由からである。また「15年以上前から」を廃止した理由は、「不正行為の長さは不正を消し去ることはできない」という考え方からきてい^(注23)る。

その結果、これまでであれば当然に居住者証が交付されるカテゴリーに属していた不法滞在者たちが、突然その権利を奪われ、正規の仕事に就くこともできない、まったくの無保障の状態におかれることになった。ところがこれらの不法滞在者たちは1945年オルドナンス第25条によって国外退去や国外追放からは保護されているのであるから、ここに居住者証は与えられないが、かといって国外退去や国外追放もできない中途半端な状態におかれる不法滞在者が大量に発生することになった。

1993年移民法のそういう矛盾が露呈されたのが1996年夏におこったサン・ベルナル教会の占拠事件^(注24)であった。

1997年移民法

1997年の移民法（以下「1997年移民法」^(注25)という。）は、1993年移民法の改正によって居住者証の交付を当然に受ける権利を奪われたこれらの不法滞在者たちを、1989年移民法で創設された1945年オルドナンス第12条 bis（滞在証〈有効期限1年〉の当然の交付）に移したのである

(第6条)。3°から7°までが1997年移民法によって新設されたものである。第12条 bis が第15条とちがうのは、「正規入国」や「正規滞在」の条件が求められていない点である。^(注26)

1° 少なくとも両親の一方が滞在証を所有している18歳以下の外国人で、家族合流の名目でフランス滞在を許可された者（1989年移民法で新設）

2° 10歳以前からフランスに常居所をもっていることを何らかの方法で証明できる18歳以下の外国人（1993年移民法で1945年オルドナンス第15条からここに移された）

3° ポリガミー（一夫多妻）の状態ではない外国人で、15年以上前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる者

4° ポリガミーの状態ではない、フランス国籍者と結婚して1年以上になる外国人で、夫婦の共同生活が続いており、入国が正規のもので、配偶者がフランス国籍を保持している者

5° ポリガミーの状態ではない外国人で、フランスに居住する16歳未満のフランス人の子の父又は母である者

6° 永続的労働不能率が20%以上の労災又は職業年金受給者

7° 無国籍者となった外国人並びにその配偶者及び18歳以下の子

この3°が1998年の移民法^(注27)（以下「1998年移民法」という。）で「10年以上前から、又はこの期間学生の資格で滞在していた場合は、15年以上前からフランスに常住している外国人」（第5条）に改正されてこれまできたのである。

2006年移民法

1945年オルドナンス第12条 bis は、「外国人

の入国・滞在及び庇護権法典（以下「入国滞在法典」という。）」を制定する2004年11月24日のオルドナンス第2004-1248号^(注28)（以下「2004年オルドナンス」という。）によって入国滞在法典L第313-11条（「滞在証〈個人及び家庭生活〉の当然の交付」となったが、2006年移民法は、同条3°のこのカテゴリーを廃止したのである^(注29)（第31条）。

今後は「10年以上前からフランスに常住している外国人」に対しても、行政当局は、各県に置かれている「滞在証委員会（commission du titre de séjour）」の意見を聴いて、「当然に」ではなくあくまで例外措置として、ケースバイケースで滞在証を交付するとしている（入国滞在法典第L第313-14条第3項、2006年移民法第32条）。

2006年移民法は、10年常住規定を廃止したほかにも、L第313-11条で規定している「滞在証〈個人及び家庭生活〉」の交付条件のいくつかについてつぎのように厳しくしている（第31条）。

2°の「18歳以下の外国人で、13歳以前からフランスに常住」に「実父母であれ養父母であれ、少なくとも合法的両親の一と常住」という条件を加えた。

6°の「ポリガミーの状態ではない外国人で、フランスに居住する18歳未満のフランス人の子の父又は母である者」の条件中、「その子の出生時から又は1年以上前からその子の扶養及び教育に実際に携わっている」の「1年」を「2年」に延長した。

7°の「ポリガミーの状態ではない外国人で、L第313-11条1°～6°のカテゴリーにも、家族合流の権利が生ずるカテゴリーにも入らないが、フランスにおける個人的及び家族的絆が非常に強いために、滞在を拒否すれば、その個人及び家族生活を尊重される権利に対し、拒否の理由に比して均衡を欠いた侵害を与えること

になる外国人」に「フランスにおける個人的及び家族的絆」を評価する条件を加えた。すなわち「その強度、古さ、安定性、当該外国人の生活条件、フランス社会への統合及び当該人の母国にいる家族との絆の性格に照らして特に評価される」という条件を付け加えた。

このカテゴリーは欧州人権条約第8条（私生活及び家族生活の尊重についての権利）にもとづいて1998年移民法によって新設されたものであるが、2006年移民法はこのカテゴリーに関しては、「当然に」滞在証を交付するカテゴリーであっても、IV「社会的統合の推進」で後述するように、一般の滞在証の交付条件に導入したフランス社会への統合評価を当てはめようとしているわけである。

2006年移民法は滞在証や居住者証の交付条件を厳しくする一方で、交付を受けた外国人がその交付条件を満たさなくなったときには没取できるとする規定も新設している（入国滞在法典L第311-8条、2006年移民法第4条）

2006年移民法は、L313-11条の2°の「18歳以下の外国人」に対して「実父母であれ養父母であれ、少なくとも合法的な両親の一と常住」という条件を加えたことを述べたが、それに抵抗するために養子縁組をする人々が出てくることを見越して、つぎのように入国滞在法典L第623-1条を改正して、その予防策も講じている（第90条）。

これまでは「滞在証を取得する若しくは取得させる目的」又は「フランス国籍を取得する若しくは取得させる目的」だけのために「婚姻を結んだ場合」は、5年の拘禁及び1万5000フランの罰金に処するとなっていたが、「婚姻を結び」に「又は子どもを認知した場合」という条件を加えた。

またおなじ目的のために「婚姻を企画」し又は試みようとした場合も、おなじ刑罰に処するとしているが、「婚姻又は子どもの認知を企画」

に改めている。

また一般の滞在証の交付に際して、現行では長期ビザ（3か月を超える期間のビザ）の提出を求めることができるとなっていたのを義務付けることにした（入国滞在法典第L311-7, 2006年移民法第3条）。これは「選択された移民」を篩いにかける有力な手段と考えられているわけである。

(2) 家族呼び寄せ

前出の元老院報告書によると、2004年の家族的移民の内訳はつぎのようになっている。^(注30)

家族呼び寄せ	25,420
フランス国籍者の家族の一員	61,625
難民及び無国籍者の家族の一員	1,628
個人的・家族的絆	13,989
計	102,662

「家族呼び寄せ」は、フランスに正規滞在している外国人が本国から家族を呼び寄せる場合であり、「フランス国籍者の家族」とはフランス国籍者と結婚した外国人配偶者又はその子であることをいっている。後者については次節(3)でとりあげる。「個人的・家族的絆」というのは先述した入国滞在法典L第313-11条7°で規定している外国人をさす。この外国人に対しては「フランスにおける個人的家族的絆」を評価する基準が加えられ、滞在証交付の条件が厳しくなったことはすでに述べた。

2006年移民法は、家族的移民が増えることはフランスの経済や威光にとってプラスにはならないという考えにもとづいて、家族呼び寄せの条件を厳しく制限している。

これまでは「1年以上正規に滞在」している外国人は、家族呼び寄せの名目で、その配偶者及び18歳未満の子を合流させることができると

なっていたが（入国滞在法典 L 第411-1条）、「1年以上」が「18か月以上」に延長された（第44条）。

また家族呼び寄せができる収入と住居の条件についても見直しをおこなっている（入国滞在法典 L 第411-5条、2006年移民法第45条）。

現行では次のようになっている。

①家族の必要を満たすための「安定した十分な (resources stables et suffisantes)」収入があることを証明できること。「家族手当 (prestations familiales)」を除いた申請者及び配偶者の全収入が「スライド制月額最低賃金 (salaire minimum de croissance mensuel)」以上であること。

②家族の到着時に、申請者が、フランスで生活している同規模の家族にとって通常(normal)と考えられる住居をもっていること。

2006年移民法は、①の収入について、「家族手当」のほかに「社会福祉及び家族法典 L 第262-1条、社会保障法典 L 第815-1条及び労働法典 L 第351-9条、L 第351-10条、L 第351-10-1条に規定する諸手当」も全収入に算入しないことにした。

②の住居については、「フランスで生活」が「同地域に生活」に改められた。

そして第三の条件として、「申請者がフランス共和国の法律によって認められた基本的原理に従う」ことが加えられた。^(注31)

家族呼び寄せの許可は、当該外国人が居住している市区町村の長が収入や住居の条件を確認したのちに、行政当局によって与えられることになっているが（入国滞在法典第 L421-1条）、今回の改正で「行政当局から求められれば、市区町村長は上記の「フランス共和国の法律によって認められた基本的原理に従う」という条件をその外国人が守っているかどうかについて

意見を具申することができることにしたのである（同 L 第421-1条、2006年移民法第46条）。

またこれまでは外国人の配偶者に交付された滞在証は、「滞在証の交付から2年」以内に夫婦の共同生活が解消した場合にしか没取又は更新拒否の対象とすることはできないとしているが、2006年移民法は「2年」を「3年」に引き上げた。ただし「この結婚によって子どもが生まれ、当該外国人が居住者証を所有し、同人が子の出生時からその子（たち）の扶養と教育に実際に携わっているとき」はこれを適用しないという条件が加えられた（入国滞在法典第 L431-2条は、第47条）。

(3) フランス国籍者との結婚

前出の元老院報告書によると、フランスでは毎年約27万組の結婚が成立しているが、そのうち4万5000組は海外での結婚であり、そのほとんどは国際結婚である。2004年に海外で結婚し、フランスの身分登録簿に登録された4万4405組のうち、1万8837組の相手はマグレブ諸国出身者であり（1999年は8763組、1993年は4600組）、この10年で300%以上も増えている。ちなみにほかの国際結婚相手の出身国はトルコ(2727組)、アメリカ(2385組)、スイス(1577組)、英国(1191組)、セネガル(1033組)、ドイツ(1002組)となっている。^(注32)

少なくともフランスに登録された結婚の約3組に1組は国際結婚であり、滞在証の半数はフランス国籍者の配偶者である外国人に交付されている。^(注33)

それらの中には滞在証を取得するための手段として利用されている偽装結婚も含まれているとして、2006年移民法は国際結婚に伴う滞在証や居住者証の交付条件についても厳しく制限している。

国民議会に法案が提出された段階では、入国滞在法典L第313-11条4°の「ポリガミーの状態^(注35)で生活していない、フランス国籍者と結婚している外国人」に対する滞在証〈個人及び家族生活〉の当然の交付条件の一に、今回同法典L第311-7条の改正で一般の滞在証に義務付けることになった長期ビザの提出が加えられ、国民議会でもこのとおり可決された。

しかしフランス国籍者と結婚した外国人に本国まで長期ビザを取りにやらせるこのような要求に対しては、人権団体などから強い批判がおこった。往復の旅費の負担だけでなく、仕事をやめなければならないことや、本国では危険にあう外国人にとってその本国に滞在することの不可能性、ビザの取得に何か月、時には何年もかかることも珍しくないことなどから、多くは本国に帰る危険を冒すよりは、滞在証なしでフランスにとどまるほうがよいと思うようになるというのである^(注34)。

結局元老院では、この4°はもともと滞在証をもたない、フランス国籍者と結婚した外国人を予定しているものであるとして、長期ビザへの言及を削除したが、ついでに4°の条件のひとつであった「正規入国」の条件も削除してしまった。

入国滞在法典L第314-11条は「当然に」居住者証を交付する外国人についての規定であるが、2006年移民法は、その1°の「フランス国籍者と2年以上前から結婚している外国人」を廃止し、「2年」を「3年」に引き上げた上で、一般の居住者証のように5年待つ必要はないが、交付を認めるかどうかの判断は行政の裁量に任される規定であるL第314-9条に移した（第37条、第38条）。

居住者証は、以前は滞在証の交付を受けてから「3年間継続して」フランスに居住している外国人に対して「交付することができる」もの

（1945年オルドナンス第14条）と、フランスに「特別に強い家族的又は個人的絆をもっている」外国人^(注35)に対して「当然に」交付するもの（同第15条）の2種類に分かれていた。

2003年移民法は1945年オルドナンス第14条の居住者証の交付条件を「3年」から「5年」に引き上げるとともに、同第15条3°の「フランスに居住するフランス人の子の父又は母である外国人」と、5°の「居住者証をもっている外国人の配偶者及び18歳以下の子で、家族呼び寄せの名目でフランスに滞在することを許可された者」を廃止して、「当然の交付」ではなく第14条に移したのである。

L第314-9条は、2004年オルドナンスによって入国滞在法典が制定されたときに、1945年オルドナンス第14条に移された3°と5°を独立させたものである。

2006年移民法は、「フランス国籍者と結婚した外国人」についても、入国滞在法典L第314-11条の居住者証を「当然に」交付するカテゴリーからL第314-9条に3°として移したわけである。

また入国・滞在法典L第314-5条のあとにL第314-5-1条を新設して、L第314-9条3°にもとづいて交付された居住者証は、結婚から4年以内に共同生活が解消した場合には没取できことにした（第35条）。ただしこの結婚から一以上の子どもが生まれ、居住者証を所有する外国人がその子どもの出生時からその扶養及び教育に実際に携わっている場合は、居住者証は没取できない。また結婚の解消が、配偶者の死亡又は配偶者の暴力を理由として、当該外国人から申し出たものであるときは、行政当局は没取することはできない。

Ⅲ フランスに役立つ移民の受け入れ

2006年移民法は、「10年常住」の規定を廃止し、

家族的移民の入国・滞在の条件を厳しくする一方で、フランスの経済や威光にプラスになる、才能や能力をもった移民や就労目的の移民、修士レベルの外国人の学生や研修生に対する制限を緩和している。

(1) 滞在証〈能力・才能〉の新設

2006年移民法の「押し付けられた移民」から「選択された移民」への方針転換をもっともよく象徴しているのは滞在証〈能力・才能〉の新設であろう（入国滞在法典 L 第315-1条～L 第315-9条、2006年移民法第15条）。

この滞在証の有効期限は3年で（普通の滞在証は1年）、更新もできる。

この滞在証は、「その能力と才能によって、フランス及び当該の者が国籍を有する国の経済発展又は威光、特に知的、科学的、人道的（humanitaire）若しくはスポーツの威光に著しく及び持続的な方法で貢献する可能性をもった」外国人に対して交付される。

ここで想定されているのは、科学者や知識人、企業家、芸術家、高い水準のスポーツ選手、高い可能性をもった幹部職員である。^(注36)

これに対してはフランス民主同盟(UDF)が、フランスの都合だけで移民を差別的な基準にもとづいて選別するのは、（南北の）協力発展（codéveloppement）の原則に反する」として反対したため、妥協の結果「優先連帯圏域（zone de solidarité prioritaire）」（主としてアフリカの約60か国）の国民に対しては、フランスが当該国と「協力発展のためのパートナーシップ協定（accord de partenariat pour le codéveloppement）」を締結してからでなければ交付できないことになった。^(注37)

さらに当該外国人が「遅くとも6年後には本国に帰ることを約束した場合」でなければ交付できないという条件も加えられた。

この滞在証の所持者が「優先連帯圏域」の国

民である場合、この滞在証の有効期間内に、フランスが当該外国人の国籍を有する国と結ぶ経済協力又は投資に協力することも義務付けられている。

(2) 就労移民

「選択された移民」というのは必ずしもエリートだけを受け入れるということを意味しない。

フランスは、1974年にジスカル・デスタン大統領が移民の受け入れを中止する宣言をして以来、就労目的の移民を計画的に受け入れる政策をもたなかった。

入国滞在法典 L 第313-11条によって滞在証〈個人及び家族生活〉を「当然に」交付される外国人や居住者証をもっている外国人はフランス国内でどういう仕事に就くことも自由だが、それ以外の、フランスで職業活動をおこなうことを望む外国人は滞在証の交付を受ける際に、事前に労働許可をえなければならない。労働許可が下りると、滞在証にその職業の名称が記載されて労働許可証にもなるわけである（入国・滞在法典第 L313-10条）。

ところで滞在証〈給与所得者〉については、これまで自国民を優先するために、労働法典 L 第341-2条で規定している「雇用状況の対抗力（opposition de la situation de l'emploi）」が働いて、フランスで外国人を雇用することはむづかしかった。

「雇用状況の対抗力」とは、ある働き口がフランスの求職者によって占められる可能性があるときは、外国人を雇用することは認められない原則をいう。雇用主は労働市場に募集をかけて、フランス人の希望者がいないことやこれから雇おうとしている外国人と同等の資格をもっている者が国内ではえられないということを証明しなければならないのである。

労働許可の申請は、外国人を雇用しようとする雇用主から「雇用・労働及び職業訓練地方局

(DDTEEP = Direction departementale de l'emploi, du travail et de la formation professionnelle) に提出されるが、DDTEEP の審査で実際上一番考慮されるのは「雇用状況の対抗力」であり、この「雇用状況の対抗力」がこれまで就労目的の外国人を受け入れる際のネックになっていたのである。

そこで2006年移民法は、入国・滞在法典L第313-10条を改めて、職業活動を許可する滞在証が交付される移民についてつぎのように具体的に職種をあげて規定するとともに、規制を緩和したのである(第12条)。

①給与生活者、②自営の商業、生産業又は手工業従事者、③非給与生活者で、自分の収入だけで生活していけることを証明できる者、④季節労働者、⑤派遣職員。

例えば①の給与所得者については、その職業活動が「募集の困難な仕事及び地理的地域」においておこなわれ、その職種が行政当局が労使双方と協議したのちに作成した国レベルのリストにあがっているときには、労働法典L第341-2条にもとづく「雇用状況の対抗」を受けることなく職業活動を許可する滞在証を交付できとしている。

また④の季節労働者についても、「フランス国外に常住する状態を維持」し、1年のうち6か月を超えない期間、季節労働に従事するという条件で、有効期限が最大3年の滞在証を交付し(更新可)、その期間フランスに滞在する権利を与えている(ただし1年の累積滞在日数が6か月を超えないという条件がつく)。

(3) 学生・研修生

2006年移民法は「選択された」^(注38)外国人学生の受け入れについても条件を緩和している。

国民議会報告書は、発展途上国の将来のエリート^(注39)の養成に貢献することは先進工業国にとっての義務であり、さらに「激しい世界競争の状況」

の中では、高等教育のシステムが外国から学生を惹きつける魅力があるということは、ある国の競争力を評価する際に考慮すべき基本的な要素であるといっている。^(注39)

2006年移民法は、滞在証〈学生〉の交付条件について規定している入国滞在法典L第313-7条につぎのような改正を加えている(第9条)。

まずこの滞在証の所持者に「年間労働時間の60%を超えない範囲で」、「副次的に」給与所得者として職業活動に従事する権利を与えた。

つぎに「その存在が公秩序にとって脅威とならない」という条件で、この滞在証を交付する対象を次の者にも広げた。

①国と高等教育機関との間で結ばれた協定の枠内で長期ビザが交付され、この高等教育機関に登録された外国人

②国と協定を結んでいる高等教育機関の入学試験に合格した外国人

③フランス政府招聘給費留学生の外国人

④海外フランス教育局(Agence pour l'enseignement français à l'étranger)の所管する教育機関で準備されたバカロレアの資格又はそれに相当する免状をもち、かつ海外のフランス教育機関で3年以上学業に従事した外国人

⑤学生の滞在受け入れに関する相互協定をフランスと結んだ国の国民である外国人

またフランスで一定期間研修を希望する研修生には、これまで臨時滞在許可証(autotisation provisoire de séjour)が交付されてきたが、その身分も不安定で、交付基準もほとんど不明であった。^(注40)2006年移民法はL第313-7-1条で滞在証〈研修生〉を新設し、行政当局が適用している研修協定の枠内でフランスで研修を受けることを証明する外国人に対し、「研修の展開と結びついた必要性がある場合であって、かつフランスに正規に入国している」という条件で、行政当局は今回L第311-7条で一般の滞在証に義

務付けた長期ビザの提出を求めることなくこの滞在証を交付できるとしている。

L 第313-4条は、L 第313-7条又はL 第313-8条にもとづいて滞在証の交付を受けた学生及び研究者に対し、滞在証を更新する際に、例外的に1年以上4年未満の期間の滞在証に更新することを認める規定だが、今回「全国レベルの権限を与えられている高等教育機関でマスター以上の免状を取得する目的で研修を受けるために受け入れられた外国人学生」にもこの規定が適用されることになった（第8条）

IV 社会的統合の推進

1984年移民法以来、居住者証は、内閣が左派と右派に入れ替わるたびに交付条件の往復運動を繰り返しながらも、家族的な絆や家族生活を尊重するという考え方から一定の条件を満たした外国人に交付することで、当該外国人がフランス社会に統合するための法的手段としての役割を果たしてきた。しかし2006年移民法は「10年常住」規定を廃止し、滞在証や居住者証の交付条件を厳しくして、フランス滞在が長い外国人からこれまで保証されていた権利を奪い、それらの外国人を社会的・経済的に不安定な状態に置くことによって、フランス社会に統合することをますます困難にしておきながら、彼らがフランス社会に統合されていることを居住者証交付の条件としている。

(1) 受入・統合契約の義務化

2006年移民法はその目的のひとつに「成功した統合の推進」をあげていたが、すでにこの目的のために2003年7月から「受入・統合契約（contrat d'accueil et d'intégration）」が試行的に実施されている。そして「社会統合のためのプログラミングの2005年1月18日の法律第2005-32号^(註41)」第146条によって「社会福祉及び家族法典」（以下「家族法典」という。）L 第

117-1条に規定が設けられた。

同法典L 第117-1条では、はじめてフランス滞在を許可されるすべての外国人は国と「受入・統合契約」を結ぶことが「推奨される」となっていたが、今回の改正で、滞在証交付の際に同契約を結ぶことが義務付けられることになった。そして同規定は家族法典から入国滞民法典へ移された(L 第311-9条、2006年移民法第5条)。

以下、入国滞民法典L 第311-9条で規定していることを箇条書きにしてみる。

①はじめてフランス滞在を許可された、又は16歳から18歳までの間にフランスに正規に入国し、継続してとどまることを望んでいる外国人は、フランス社会への共和国的統合の準備をする。

②この目的のために、当該外国人は国と「受入・統合契約」を結ぶ。

③この契約によって、当該外国人は市民研修（formation civique）と、その必要があると認められた場合は、語学研修を受けなければならない。

④市民研修は、フランスの制度及び共和国的価値観、特に男女平等とライシテ（政教分離）の紹介を含む。

⑤語学研修は、国が認めた資格又は免状（diplôme）によって認定される。

⑥また研修だけでなく、フランスの生活についての情報提供（session d'information）、場合によっては職業能力適性診断（bilan de compétences professionnelles）を受けることができる。

⑦これらすべての教育およびサービスは無料である。

⑧滞在証の最初の更新に際しては、当該外国人が受入・統合契約の条項を守らない「際立った意志（volonte caracterisée）」を示した場合は、それを考慮の対象とすることができる。

⑨海外のフランス中等教育施設で3か月以上学んだ外国人はこの契約に署名することを免除される。

はじめて滞在証の交付を受ける外国人は受入・統合契約を結ぶことを義務付けられ、フランス共和国の基本的な価値観を尊重する約束をさせられるだけでなく、滞在証の更新の際には、その外国人が実際にその約束を守ったかが考慮されるわけである。それに加えてフランス語の十分な知識があることも統合の条件になる。

(2) 居住者証

居住者証は通常はフランスに「5年以上継続して居住」していることを証明できれば申請できる（入国滞在法典L第314-8条）。居住者証の有効期限は10年で（同L第341-1条）、このカードの交付を受けた者は自分の好きな仕事に従事することができる（同L第314-4条）。

居住者証は滞在証にくらべて保護も厚く、安定性の高い証明書であるが、それだけに2006年移民法は、その交付と更新の基準を厳しくして、本当にフランス社会に統合できている外国人にしかこのカードを認めないようにしようとしている。

入国滞在法典L第314-2条は、居住者証を交付する際には、当該外国人がフランス社会に「共和国的統合（integration républicaine）」していることが求められると規定している。その判断基準は、「特にフランス語及びフランス共和国を規定している原則について十分な知識をもっていること」としている。これは2003年移民法第8条によって、1945年オールドナンス第6条を改正して新設されたものである^(注42)。

2006年移民法は、「フランス共和国を規定している原則」については単に十分な知識をもっているというだけでなく、「特にフランス共和

国を規定している原則を尊重することを個人的に約束していること、実際にこれらの原則を尊重していること」に照らして判断することに改めている（第7条）。

当該外国人がフランス社会に統合しているかどうかを判断するに当たっては、L第311-9条で規定している約束、すなわち受入・統合契約を結び、それを尊重しているかどうかを考慮することになっている。そしてその点について、当該外国人が居住する市区町村の長に意見を徴するとしている（同上）。

居住者証の申請は通常はフランスに「5年以上継続して居住している」ことが条件になっているが、入国滞在法典L第314-9条が、2003年移民法によって、一般的な居住者証と当然に交付される居住者証の中間形態的なものとして設けられたものであることはII(3)「フランス国籍者との結婚」のところで述べた。

2006年移民法はその条件をさらに厳しくしている（第37条）。

1°「居住者証を所持している外国人の配偶者及び18歳の子」の条件中「家族呼び寄せの名目でフランス滞在を許可され、2年以上前から継続して居住」が「3年以上前から」に引き上げられた。

2°「フランスに居住する、フランス国籍をもった子の父又は母である外国人」の条件中「L第313-11条6°に規定する滞在証を2年以上前から所有」が「3年以上前から」に引き上げられた。

L第314-11条は「当然に」居住者証を交付する外国人について規定しているが、1993年移民法が「15年以上前から若しくは10歳以前からフランスに常居所をもっている」の部分を廃止したときにも手をつけずに残した10°の「10年以上前から正規の状態にある外国人（ただしこの全期間滞在証〈学生〉を所有していた場合を

除く)」を2006年移民法は廃止した。滞在証について10年常住規定を廃止したのとおなじ考え方である。

そのほかにも次のように交付の条件を厳しくしている（第38条）。

1°「フランス国籍者と2年以上前から結婚している外国人」を廃止して、「3年以上前から」に条件を厳しくした上で、L第314-9条に3°として移したことは、すでに述べた。

2°「フランス国籍を取得した者の外国人の子」の条件に長期ビザの提出を加えた。

(3) フランス国籍の取得

フランスの移民人口は2004年現在で490万人（全人口の8.1%）であり、そのうちフランス国籍取得者は約200万人、移民の40%に相当する^(注43)という。

前出の元老院報告書でも、年々フランス国籍を取得する移民が増えており、2004年のフランス国籍取得者は16万5121人（外国人の両親からフランスで生まれ、18歳になった時点で自動的にフランス国籍を取得する子などは除いてある）に達していると報告されている。

出身国では、アフリカが10万6500人ともっとも多く、アジア2万7332人、ヨーロッパ2万593人、南北アメリカ8032人、独立国家共同体(CEI)2189人、オセアニア168人となっている。

2006年移民法は、これらの中には結婚によって国籍を取得することが居住者証を取得するための手段として利用されているケースがあると見て、フランス国籍を取得する条件を厳しくするとともに、フランス国籍を認めた外国人に対しては、県において「フランスの市民権への受入儀式」をおこなって、フランス国籍を取得した外国人が共和国の価値観に従って生活していくよう自觉を促そうとしている。

以下、主な改正点を見ていくことにする。

(i) 民法第21-2条の改正（第79条）

フランス国籍者と結婚した外国人は結婚から「2年後」に届出によってフランス国籍を取得することができることになっていたのを「4年後」に引き上げた。

このほかにもつぎのように結婚による国籍取得の条件を厳しくしている。

①当該外国人が結婚後フランスに「1年以上継続して居住」していることを証明できない場合、申請に必要な共同生活の期間は「3年」とするとなっていたのが、前者は「1年以上」から「3年以上」に、後者も「3年」から「5年」に引き上げられた。

②海外でおこなわれた結婚は、事前にフランスの身分登録簿に登録されなければならないと明記されることになった。

③②に伴って、「当該外国人が海外でフランス国籍者と結婚生活を送っていた期間、海外に設置されているフランス人登記簿に登録されていることを証明できない場合」が①の条件に加わり、その場合も申請に必要な期間は同様に5年とされた。

(ii) 民法第21-4条の改正（第80条）

政府が、フランス国籍者と結婚した外国人のフランス国籍取得に対して、その資格を欠いているか又は同化できていないという理由で、コンセイユ・デタの議を経るデクレによって反対できる猶予期間を1年から2年に延長した。政府が反対した場合は、その国籍取得はなかったものとされる。

「同化できていない (défaut d'assimilation)」と判断される条件として、当該外国人が「事実上ポリガミーの状態にある」こと、又は「15歳以下の未成年者」に対して刑法第222-9条に規定する「毀損 (mutilation)」若しくは「永続的な身体障害 (infirmité permanente)」を引き起こす暴力犯罪によって有罪判決を受けた場合が

加えられた。

(iii) 民法第21-19条の改正（第82条）

外国人が帰化の申請をするためには、それに先立つ「5年間」フランスに常住していることを証明しなければならない（民法第21-17条）。民法第21-19条はその5年間の「研修期間（période de stage）」を特定の外国人には免除する規定であるが、2006年移民法は以下の外国人をその例外対象とする規定を廃止した。

1° 両親の一はフランス国籍を取得しているが、外国人にとどまっているその未成年の子

2° フランス国籍を取得した外国人の配偶者及び成年の子

3° フランスの主権、保護領、委任統治若しくは信託統治下にあった領土及び国の国民又は旧国民

(iv) 民法第21-22条の改正（第83条）

帰化は18歳にならないとできないが、その例外として民法第21-19条の1°で規定している未成年の外国人には認めることができるという規定である。上に述べたように第21-19条の1°が廃止されたため、「請求に先立つ5年間その親とフランスに居住している」ことが条件に加えられた。

(v) 民法第21-28条の新設（第86条）

フランス国籍の取得から6か月以内に、県にあっては県知事、パリにあっては警視総監が、その県に居住しているフランス国籍を取得した外国人のために「フランスの市民権への受入儀式（cérémonie d'accueil dans la citoyenneté）」をおこなう。

新たにフランス市民となった外国人は、その受入儀式の中でフランスの共和國的価値観を尊重することを誓わせられるわけである。

(vi) 民法第21-29条の新設（第87条）

県知事又は警視総監は、身分登記簿を管理する市区町村長に対し、その市区町村に居住するフランス国籍取得者の身元及び住所を伝える。

市区町村長が要求するときは、県知事又は警視総監は市区町村長がその儀式をおこなうことを許可することができる。

(vii) 民法第26-4条の改正（第88条）

フランス国籍の取得が登録されて「1年以内」であれば、申請した条件が満たされていない場合、検察は異議を唱えることができたが、「1年以内」が「2年以内」に延長された。

(viii) 入国滞在法典L第623-1条の改正（第90条）

II(3)「フランス国籍者との結婚」ですでに述べたが、現行では「滞在証を取得する若しくは取得させる目的」又は「フランス国籍を取得する若しくは取得させる目的」だけのために「婚姻を結んだ場合」は、5年の拘禁及び1万5000フランの罰金に処するとしているが、「婚姻を結び又は子どもを認知した場合」という条件に改めている。

またおなじ目的のために「婚姻を企画」し又は試みようとした場合も、おなじ刑罰に処するとしているのを「婚姻又は子どもの認知を企画」に改めている。

(ix) 親子関係の改革に関する2005年7月4日のオルドナンス第2005-759号第20条IIの改正（第91条）

同オルドナンスは、母親が出生証書に記入するだけで母子関係を確立できることを予定しているなど親子関係の確立の方法を簡略化したものである。同第20条IIはそれが適用されない場合について規定したものだが、フランス国籍の取得についても、子の親子関係は「未成年の間に確立」した場合にしかこの子の国籍に効力を

もたないとする民法第20-1条の原則を改めて確認した。

V 国外退去の実効性をあげる

2006年移民法は、不法移民対策の強化が正規に滞在する外国人をフランス社会に統合させるための鍵だと考えていることはすでに述べたとおりである。そういう考えに立って、2006年移民法は家族的移民の入国・滞在の条件を厳しくするだけでなく、これまで一定の条件で正規化措置が講じられてきたフランス滞在が長い不法滞在者についても、これまで保障されてきた権利を奪い、フランス国外に追いやろうとしている。

(1) 国外退去義務の新設

前出の元老院報告書によると、2003年移民法の制定・導入によって、不法滞在者に対する県知事の国外退去命令が増えてから、その取消しを求める外国人の訴訟件数が増大しているという。

外国人による2004年の行政訴訟件数はフランス本土だけで1万6952件、2005年は1万7921件となっている。特に多いのがパリとセルジー・ポントアーズ(パリ北西郊のニュータウン)で、このふたつの行政裁判所に提訴されたものだけで2004年の本土での外国人の全訴訟件数の約半数、2005年は40%となっている。外国人の訴訟は毎年行政裁判所に提訴される全件数の4分の1以上にのぼり、パリ、セルジー・ポントアーズ、マルセイユの3つの行政裁判所だけで、裁かれた全訴訟件数の半分を占める。^(注45)

訴訟の多くは知事の国外退去命令、特に郵送による国外退去命令に対しておこなわれている。内務省当局は訴訟件数が増えているのは国外退去命令の取消しを求める訴えに停止的効果があることが原因だとしている。^(注46)

国外退去命令には、本人を召喚して口頭で伝

える場合と、書留郵便で通知する場合の二通りの方法がある。郵送方式が大部分を占めるが、この場合は、本人を召喚して国外退去命令を伝える場合とちがって、国外退去命令の執行率は3%以下にとどまっている。^(注47)

「多くの行政裁判所に渋滞をもたらしているこの馬鹿げた状況」^(注48)の解決策として考えられたのが「国外退去義務(Obligation de quitter le territoire français)」の新設である。

外国人は3か月を超えてフランスに滞する場合に滞在証が必要となるが、滞在証の交付または更新が認められなかった場合や、滞在証を没取された場合、外国人は1か月以内にフランス国外に退去しなければならない。この決定通知には退去日も記載されていることから、「国外退去要請(Invitation à quitter le territoire français)」とも呼ばれているが、実際には滞在証交付の拒否決定と別個のものとは考えられておらず、実効性も欠いている。

1か月の猶予期間が過ぎても当該外国人が国外に退去しない場合に通常発せられるのが、県知事(パリ市にあっては警視総監)の国外退去命令である。この命令には当該外国人の送還先国の指定も含まれる。この決定に不服の場合、当該外国人はその取消しを求めて、召喚の場合は48時間内に、郵便通知の場合は7日以内に行政裁判所に提訴することができる。この訴えは停止的効果をもつ。

2006年移民法は、滞在証の交付拒否の通知をおこなう際に、同時に「国外退去義務」を課することができることにしたのである。そして1か月の猶予期間が過ぎても当該外国人が国外に退去しない場合は、行政がこの義務を強制的に執行できることにした(入国滞在法典L第511-1条〈知事の国外退去命令〉の3°と6°(滞在証等の交付・更新の拒否又は没取されたあともフランスにとどまっている外国人)を削除した上でIIとし、その前にIとして国外退去義務に関す

る規定をおいた。2006年移民法第52条)。

これまでは滞在証の交付拒否の通知から1か月たっても当該外国人が国外に退去しない場合にはじめて県知事が国外退去を命ずることになっていたのを、今回の改正では滞在証の拒否と国外退去義務と送還先国指定の通知を同時にやっってしまうというのである。

従来を知事による国外退去命令は、当該外国人が「公秩序への脅威」となっている場合などについて存続し、通知方法も郵送方式は廃止して、本人を召喚して伝える方法だけになった(入国滞在法典第512-2条、第512-3条、2006年移民法第58条、第59条)。

滞在証の交付拒否と国外退去義務、送還先指定の対象となった外国人は、通知後1か月内に、行政裁判所にこれらの取消しを求めることができる(入国滞在法典第512-1条、2006年移民法第57条)。

この訴えは、国外退去義務の執行に対しては停止的效果をもつ。ただし行政的勾留の妨げにはならない(同上)。

行政裁判所は、訴えを受理してから3か月以内に判決をおこなう。ただし当該外国人が勾留されているときは、行政裁判所は、国外退去義務と送還先指定の合法性について、遅くとも72時間以内に判決を下さなければならない(同上)。

国外退去義務が破棄された場合は、ただちに監視措置を解き、行政当局が当該外国人の滞在証交付の件について再度判断を下すまでの間仮滞在証を交付する(同上)。

(2) 国外退去除外規定の見直し

入国滞在法典L第511-4条は、知事の国外退去命令(今回国外退去義務が加わった)の対象とすることができない外国人について規定したものだが、今回の改正ではつぎのようにその条件を厳しく制限している(第55条)。

まず3°の「フランスに15年以上前から常住」している外国人」を廃止した。

6°の「ポリガミーの状態ではない外国人で、フランスに居住している未成年のフランス国籍をもつ子の父又は母である者」の条件中「その子の出生時から又は1年以上前からその子の扶養及び教育に実際に携わっている」の「1年」を「2年」に引き上げた。

7°の「フランス国籍者と2年以上前から結婚している外国人」も「2年」が「3年」に引き上げられた。

おなじように内相によって命じられる国外追放(mesure d'expulsion)の対象にすることができない外国人について規定している入国滞在法典L第521-2条についても、つぎのようにその条件を厳しく制限している(第67条)。

2°の「フランス国籍者と2年以上前から結婚している外国人」を「3年」に引き上げた。

3°の「フランスに15年以上前から常住している外国人」を廃止した。

入国滞在法典L第521-3条も国外追放の対象にはできない外国人についての規定だが、第521-2条が「国の安全又は公共の安全にとって絶対に必要であり、かつL第521-3条がそれを妨げない限り」ということを条件にしているのに対し、L第521-3条は「国の基本的利害を侵害するような若しくはテロリズム的性格をもった行動と結びついた行為又は特定の個人若しくはグループに対して差別、憎悪又は暴力を明白にかつ故意に使喚する行動を構成する行為の場合を除いて」という条件がついている。

この条については、3°の「10年以上フランスに常住しており、ポリガミーの状態ではない外国人で、フランス国籍者と3年前から結婚している外国人」が「4年前」に引き上げられた。

(3) 2006年6月13日の内相通達

家族的移民に厳しい2006年移民法に対しては、家族と生活する権利を侵害するものとして、宗教界や人権団体をはじめ各層から批判がおこったため、サルコジ内相はその条件をゆるめるための通達を6月13日に各県知事宛に出した。^(注49)

学校に通っている子どもをもつ不法滞在の外国人に関しては、2005年10月31日の通達で、学期が終わるまで国外退去措置を猶予することを認めていたが、2006年7月4日から夏休みが始まり、猶予期間も終了するので、6月13日の通達で緩和した基準を示した上で、8月13日までの2か月間申請を受け付けることにしたのである。

これらの家族には「帰国援助 (aide au retour)」費を与えて帰国を促すが、彼らがそれを拒否した場合は、通達の基準を考慮して滞在証の交付を認めるかどうかを判断するとしている。サルコジ内相は、これらの基準はあくまでも今回だけの「例外的人道的」なものであって、滞在証の自動的交付を認める新たな範疇を設けるものではないと断っているが、参考までにその基準を以下に紹介する。

①少なくとも両親の一が2年以上前からフランスに常住している。

②少なくとも子どもの一が2005年9月以前から学校の授業を受けている。

③子どもの一がフランスで出生から又は13歳以前からフランスに定住している。

④その子どもが、彼が国籍をもつ国と絆をもっていない。

⑤その子の出生時から親が扶養と教育に実際に携わっている。

⑥それらの家族に統合の意志が実際にある。そのことは、特に子どもが学校に通っているというだけでなく、彼らがフランス語に習熟して

いること、子どもが継続して学校に出席していること、彼らの勉学の態度がまじめであること、そして公秩序に対する障害となっていないことなどによって証拠立てられる。

サルコジ内相は、県知事を召集した7月24日には、8月13日の締め切りまでに申請者の数は2万人、正規化の対象となるのは6000～7000人程度となるだろうと発表し、滞在証の交付を認めなかった不法滞在者は国外に退去させるといっていたが、最終的には申請者は3万3538人、滞在証が交付されたのは6924人となった。同内相は9月18日に「通達はこれで終了した。これからはいわゆる『通常』の手続きに戻る」と発表した。しかしまだ審査のすんでいないものや締め切りを過ぎても申請しようとしている外国人もいる一方で、はじめから数を割り当てて審査するという政府の恣意的態度も人権団体から批判されている。また6月13日の通達が基準のひとつに「その子どもが、彼が国籍をもつ国と絆をもっていない」ことをあげている点に関し、2005年6月に設置された独立の行政機関である「反差別と平等のために戦う最高機関 (Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité)」は欧州人権条約の観点からは問題を生ずるだろうといっている。^(注50)

おわりに

これまで見てきたように、2006年移民法はフランスに滞在する移民をフランス社会に統合するためには、これまでの「押し付けられた移民」から「選択された移民」に政策を転換する必要があるという考え方に立っている。そのためにはフランスの経済や威光にとってプラスにならない家族的移民の入国・滞在の条件を厳しくする一方で、才能や能力のある外国人や就労目的の移民、修士レベルの学生や研修生を積極的に

受け入れようとしている。

しかし2006年移民法がこれまでの移民法とちがうのは、フランスで正規に滞在する外国人のフランス統合と不法滞在者対策とを結び付けていることである。そしてこれまで不法滞在者であっても、フランス滞在の長い外国人に認められてきた正規化や保護措置を廃止し、国外退去義務を新設して、不法滞在者をとにかくフランスから追い出そうとしている。そして新たに滞在証の交付を受ける外国人には受入・統合契約を義務付け、滞在証の更新や居住者証の交付の条件にその外国人がフランス共和国の原則や価値観を遵守し、フランス社会に統合できているかどうかを考慮しようとしている。

しかし外国人の社会統合問題は、フランスの経済や威光にとってプラスにならない外国人を排除し、新たに迎える外国人に対してはフランス共和国の価値観を押し付ければそれで解決するというような問題でないことは確かである。だからこそ一方でドミニク・ド・ビルパン内閣では機会の平等法などによって移民社会の若年者がフランス社会に統合できるための社会環境を作ろうとしているわけであろう。いずれにしても2006年移民法が移民社会にこれからどのような影響を及ぼしていくか注視していく必要がある。

注

* インターネット情報はすべて2006年10月31日現在である。

- (1) Loi no 2006-396 du 31 mars 2006 pour l'égalité des chances.
- (2) 初期雇用契約 (CPE) について規定した第 8 条は労組や学生団体の全国的反対運動にあって廃止に追い込まれる結果に終わったが、機会の平等法は何の資格も持たず、社会的・職業的統合に特別な困難を抱えている、特に移民社会の第二世代、第三世代の若年者に職業訓練の機会を与えて仕事に就くことを

援助することをひとつの目的とするものであった。

- (3) Loi no 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration. *J.O.*, 2006.7.25, p.11047.
- (4) Loi no 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l'immigration, au séjour des étrangers en France et à la nationalité.
- (5) Projet de loi relative à l'immigration et à l'intégration (2006.3.29), p.2. 国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/pl12986.asp>>
- (6) “Pour Nicolas Sarkozy, «l'immigration choisie est un rempart contre le racisme».” *Le Monde*, 2006.4.28; “Immigration: Sarkozy défend sa vision «ferme et juste».” *Le Figaro*, 2006.5.3.
- (7) *Ibid.*, *Le Monde*.
- (8) Sénat Rapport, no 371 (2005-2006), Exposé général, pp.4-5. 元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/105-371-1/105-371-11.html>>
- (9) 1999年から2003年までの統計は以下の表のとおりである。長期滞在入国者の全体数と家族的移民の数は漸増しているのに対して、就労移民の数は漸減ないし停滞していることがわかる。議会報告書によると、2004年には臨時労働の移民の数が長期滞在の就労移民を追い抜いたといっている。ちなみに季節労働者の数は年間約 1 万6000人に上るといふ。

	1999	2000	2001	2002	2003
家族	53,850 (64%)	64,250 (69%)	73,250 (68%)	89,550 (72%)	100,150 (73%)
就労	6,300 (8%)	6,400 (7%)	9,250 (9%)	8,000 (6%)	6,900 (5%)
全体	83,550	93,000	107,550	124,800	136,400

- (10) Immigrations: le devoir d'insertion: rapport du groupe de travail immigration, novembre 1987, Documentation française, 1988, pp.23-27.
- (11) 高山直也「フランスにおける不法滞在者と正規化問題(2)」ードゥブレ法以後』『レファレンス』574号, 1998.11, p.88-89. この章の以下の記述も主としてこ

れによっている (p.88-102)。

- (12) 同上
- (13) Loi no 84-622 du 17 juillet 1984 portant modification de l'ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 et du code du travail et relative aux étrangers séjournant en France et aux titres uniques de séjour et de travail.
- (14) 1984年当時フランスに滞在する外国人446万人のうち、普通居住者証の所持者は88万181人、優遇居住者証は102万5615人に対し、主として観光者や学生、季節又は一時労働者に交付される一時滞在証の所持者はわずかに39万652人であった (AN Rapport, no 2142 (1984.5.23), p.12)
- (15) Ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour en France des étrangers et portent creation de l'Office national d'immigration.
- (16) 前掲注(11), p.100.
- (17) 傷病の治癒後に残存し、年金取得の権利を生じる労働能力の喪失(『フランス法辞典』東京大学出版会)
- (18) AN Rapport, no 2142 (1984.5.23), p.31.
- (19) Loi no 86-1025 du 9 septembre 1986 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France.
- (20) Loi no 89-548 du 2 août 1989 relative aux conditions de séjour et d'entrée des étrangers en France.
- (21) Loi no 93-1027 du 24 août 1993 relative à la maîtrise de l'immigration et conditions d'entrée, d'accueil et de séjour des étrangers en France.
- (22) 「10歳以前から常居所をもっている」の部分は「6歳以前から」と条件を厳しくした上で、1989年移民法で創設された第12条 bis (滞在証の当然の交付) に2°「18歳以下の外国人で、6歳以前からフランスに常居所をもっていることを何かの方法で証明できる外国人」として移された。
- (23) AN Rapport, no 326 (1993.6.10), p.60.
- (24) 1996年夏、約300人のアフリカの移民たちが政府に

滞在証の交付を求めてパリ18区にあるサン・ベルナル教会を約2か月にわたって占拠し、ハンガーストライキをおこなった事件。高山直也「フランスにおける不法滞在者と正規化問題」『レファレンス』1997.2, p.61を参照。

- (25) Loi no 97-396 du 24 avril 1997 portant diverses dispositions relatives à l'immigration, article 4.
- (26) くわしくは前掲注(11), p.90-91, 101-102.
- (27) Loi no 98-349 du 11 mai 1998 relative à l'entrée et au séjour des étrangers en France et au droit d'asile, article 5.
- (28) Ordonnance no 2004-1248 du 24 novembre 2004 relative à la partie législative du code l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.
- (29) 同条3°は「滞在証〈能力・才能〉(後述)又は滞在証〈派遣職員〉の所持者」の子及び配偶者に差し替えられた。
- (30) *Op. cit.* (8), p.5.
- (31) 左派議員によって2006年移民法第31条、第44条、第45条、第47条、第57条の合憲性について判断を求められた憲法評議会は、2006年7月20日の決定において、すべて合憲との判断を下した。ただこの第45条が家族呼び寄せの条件に「申請者がフランス共和国の法律によって認められた基本的原理に従う」ことをあげている点については、法律作成者の意図が「共和国の法律にしたがって、フランスにおける家庭生活を規定している重要な原則」のことをいっていると解釈した上で、その条件であればという留保をつけた上で憲法には違反していないと判断した。
- (32) *Op. cit.* (8), p.6.
- (33) *Ibid.*, p.6-7.
- (34) Cimade, “Analyse de projet de loi relatif à l'immigration et à l'intégration”. Cimade ホームページ <[http://www.cimade.org/downloads/Analyse_projet_loi_13_04_2006.pdf#search='Cimade% 20Analyse% 20de% 20projet% 20% 20loi% 20relatif% 20immigration'](http://www.cimade.org/downloads/Analyse_projet_loi_13_04_2006.pdf#search='Cimade%20Analyse%20de%20projet%20%20loi%20relatif%20immigration')>
- (35) AN Rapport, no 949 (enregistré 2003.6.18), p.63.

- (36) “Les principales mesures de l’avant-projet de loi sur l’immigration.” *Le Monde*, 2006.2.8.
- (37) “Le Senat vote la carte «competences et talents».” *Libération*, 2006.6.10/11.
- (38) 2006年移民法そのものにはいい学生をえらんでフランスに受け入れるということはあまり表に出てこないが、「フランスにおける研究のためのセンター（CEF=Centres pour les etudes en France）を中国を手始めに、モロッコ、アルジェリア、ベトナム、チュニジア、セネガルの大使館や領事館に設置し、2006年からはメキシコ、カメルーン、マダガスカル、トルコ、レバノンにも拡大するとともに、2006年1月16日の内相及び外相通達で、長期ビザの基準を見直し、質の高い学生を受け入れるよう指示をおこなっている。
- (39) AN Rapport, no 3058 (2006.4.26), p.74.
- (40) *Ibid*, p.84.
- (41) Loi no 2005-32 du 18 janvier 2005 de programmation pour la cohesion sociale.
- (42) 入国滞在法典を制定した2004年オルドナンス（*op. cit.* (25)）によって、同法典 L 第314-2条に規定された。
- (43) “Près de cinq millions d’immigrés en France à la mi-2004, selon l’INSEE.” Yahoo France! Actualité, 2006.8.23. <<http://fr.news.yahoo.com/23082006/5/pr-es-de-cinq-millions-d-immigres-en-france-la-mi.html>>
- (44) *Op.cit.* (8), Title IV : Dispositions relatives à la nationalité, p.1.
- (45) *Op. cit.* (8), pp.4-5.
- (46) *Ibid.*
- (47) *Ibid.*
- (48) *Ibid.*
- (49) Circulaire no NOR/INT/K/06/00058/C du 13 juin 2006.
- (50) “Familles non régularisées: les collectives maintiennent la pression”. *Le Monde*, 2006.9.20.
- （たかやま なおや・海外立法情報調査室）